

奥州市基幹業務システム標準化移行に係るRFI

(情報提供依頼書)

令和8年7月1日

奥州市総務部行革デジタル戦略課

目次

第1	総則	1
1	目的	1
2	スコープ概要	1
3	期間	1
	(1) 移行スケジュール	1
	(2) 契約期間	2
4	留意事項	2
第2	市の現状	2
1	標準化移行概要	2
	(1) 標準化移行状況	2
	(2) 現行システムのサポート期限	3
2	ガバメントクラウド概要	3
	(1) ガバメントクラウド環境	3
	(2) 通信回線	3
	(3) 運用管理補助者	3
3	移行経費概要	3
第3	標準化移行の考え方等	4
1	標準化移行方式	4
2	移行経費等の適正化	4
3	移行スケジュール	4
4	移行に係る職員負担	4
5	標準オプション機能の実装	5
6	胆江農業管理センターとの関係	5
第4	情報提供依頼事項	5
第5	情報提供要領	7
1	提出形式	7
2	提出方法等	7
3	質問	7
4	連絡先	7

第1 総則

本書の概要は、次のとおりです。

1 目的

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、地方公共団体は、標準化の対象となる事務について、国が整備するガバメントクラウドを利用した標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）に移行することとされています。

当市においても、当初の期限である令和7年度末までに、住基、税等の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することを目指してきましたが、一部を除き、多くの業務システムが特定移行支援システムに該当しており、本格的な移行作業は次年度以降となる見込みです。

今後、市が標準準拠システムに移行するに当たり、現行ベンダーによる移行に限定せず、他のベンダーが提供する標準準拠システムへの切替可能性を含め、サービス提供可能事業者を把握し、また、当市に最も適したシステム機能、構成及び移行スケジュールを検討し、移行に係る費用を算定する必要があるため、本書は、そのための情報の提供を依頼するもの（以下「本RFI」という。）です。

2 スコープ概要

情報提供を依頼する事項の概要は、以下のとおりです。

- ① 事業者の基本情報等
- ② 標準準拠システムの提供可否、対象業務、機能及びクラウド環境等
- ③ 標準化移行に係るスケジュール及び支援内容
- ④ これら全ての費用
- ⑤ その他①から④に付随する情報等

3 期間

(1) 移行スケジュール

現段階で想定される標準化移行に係るスケジュールは、以下のとおりです。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 計画フェーズ | 令和8年6月～令和8年10月 |
| 情報提供依頼（RFI） | 令和8年6月 |
| システムデモ | 令和8年9月 |
| 調達規模の決定 | 令和8年10月 |
| ② 要件定義フェーズ | 令和8年11月～令和8年12月 |
| 予算規模の決定 | 令和8年11月 |
| 意見招請（RFC） | 令和8年12月 |
| ③ 発注フェーズ | 令和9年1月～令和9年3月 |
| 提案依頼（RFP） | 令和9年1月 |
| プロポーザル審査 | 令和9年3月 |
| ④ 設計・開発フェーズ | 令和9年4月～令和10年6月 |

⑤ テスト・移行フェーズ 令和10年7月～令和10年12月

⑥ 運用・保守フェーズ 令和11年1月～

※ 標準準拠システムへの移行時期は、令和10年12月末を想定しています。

(2) 契約期間

現時点で予定している契約期間は、令和9年4月から令和11年3月まで（21箇月）です。

4 留意事項

情報提供に当たっては、以下の点について留意してください。

- ① 本RFIで用いる言語、通貨、計量単位、期間については、それぞれ日本語、日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）で定めるところによるものとします。
- ② 本RFIは、費用及び仕様の検討を行うに当たっての基礎資料の提供を依頼するものであり、今後のスケジュールを含め、このプロジェクトの実施そのものについても、何ら保証をするものではありません。
- ③ 本RFIは、総合評価やプロポーザルの方式による提案依頼ではないため、どのような資料を提供いただいたとしても、将来の調達や契約に関する意図や意味を持つものではありません。なお、情報提供のない事業者が、今後、不利に扱われることはありません。
- ④ 本RFIに係る情報提供の実施に要する一切の費用は、各事業者の負担とします。
- ⑤ 情報提供に当たり説明を希望される場合は、応対いたしますので、事前に御連絡のうえ、日程等を調整してください。
- ⑥ 提供いただいた資料の所有権は当市に移転するものとし、返却しません。また、提供いただいた資料の著作権はそれぞれの事業者に帰属しますが、本RFIの目的を達成するため、組織内で複製及び配布することがあります。

第2 市の現状

当市の基幹業務システムの現状は、次のとおりです。

1 標準化移行概要

(1) 標準化移行状況

当市では、標準化法に基づき、ガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を進めていますが、住基、税等の基幹業務システムベンダーのリソースひっ迫による遅延の影響を受けており、多くは、令和7年度末までの移行が困難な状況にあります。具体的には、標準化対象事務のうち「国民健康保険」、「戸籍」、「戸籍附票」、「障害者福祉」、「生活保護」及び「健康管理」の6業務は令和8年度末までに標準準拠システムに移行しますが、残り14業務及び共通機能は、令和10年度以降の移行となる見込みです。

関連システムについても、標準準拠システムへの移行に伴い必要となる連携改修等を実施しますが、住基、税等の標準化移行時期に合わせて、令和10年度以降に対応し

ます。

標準化対象の基幹業務システム及び関連システムについては、富士通Japan株式会社のパッケージを中心に構成されており、別紙01「奥州市基幹業務システム等一覧」のとおりです。

(2) 現行システムのサポート期限

富士通Japanのパッケージはオンプレミスで運用しており、仮想基盤上に構築されています。現行システムを構成する仮想サーバーのOSにはWindows Sever 2019が使用されており、メインストリームサポートは既に終了しています。延長サポートも2029年（令和11年）1月9日に終了（EOL）を迎えるため、当該サポート期限を踏まえた更改が必要になっています。

2 ガバメントクラウド概要

(1) ガバメントクラウド環境

利用するクラウドサービス事業者（CSP）はAmazon Web Services（AWS）となっており、共同利用方式を予定しています。

ただし、令和7年度末までに標準化移行を行った「国民健康保険」、「戸籍」及び「戸籍附票」に関してはASPベンダーの独自クラウド環境に移行しており、ガバメントクラウドへのリフトは行っていません。

(2) 通信回線

当市の拠点からガバメントクラウドへは、他の領域との通信を行わない専用線（閉域ネットワーク）で接続しています。回線構成、運用管理、障害対応等の責任範囲を整理しやすいため、現時点ではLGWANガバメントクラウド接続サービス（略称：LGCS）を利用する見込みはありません。

通信回線については冗長化しており、主回線は100Mbpsのギャランティ型（帯域確保）、従回線は1Gbpsのベストエフォート型としています。AWSとは国内の接続ポイントで接続しており、複数ロケーションによる冗長構成となっています。

また、ASPベンダーの独自クラウド環境に移行している「国民健康保険」、「戸籍」及び「戸籍附票」に関しても、ガバメントクラウド接続と同等の構成としています。

(3) 運用管理補助者

ガバメントクラウド運用管理補助者はKDDI株式会社であり、一般的なガバメントクラウド運用管理補助者のほか、回線運用管理補助者及び通信回線事業者の責任範囲を業務の中に含んでいます。これは、接続回線（附帯するネットワーク機器を含む。）と運用管理補助業務を一体的に実施することにより、効率的かつ安定的な運用を確保するためです。

3 移行経費概要

標準化移行に係る経費については、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）が活用できますが、直近の移行経費に係る状況調査では、当市に示された補助金の上限額等を大きく超過している状況です。特に、令和10年度以降に移行予定の14業務に係る経費が、全体経費の大部分を占めており、標準

額（推計額）との間に大きな乖離が生じています。

第3 標準化移行の考え方等

当市の標準化移行の考え方等については次のとおりですので、これらを踏まえて、情報を御提供ください。

1 標準化移行方式

今回のプロジェクトは、当市の住基、税等の基幹業務システムを標準準拠システムに移行するものですが、現行ベンダーによるバージョンアップに限定せず、他ベンダーが提供する標準準拠システムへの切替も選択肢として検討します。

このため、各事業者の標準準拠システムについて、提供可能な業務の範囲、機能、構成、移行方法、経費、スケジュール、移行時の職員負担等を把握し、当市にとって最も適した形となるよう総合的に比較検討します。

2 移行経費等の適正化

昨今の厳しい財政事情を考慮すると、移行に係る経費のみならず、移行後の運用保守等を含めたトータルコストを意識し、当市の財政規模に見合った負担となるよう留意する必要があります。

そのため、標準化移行に係る経費については、国の補助金の上限額の範囲内に収めることを基本とし、経費の適正化を図ります。また、標準化移行に当たり、現行システムからのデータ抽出に係る費用が発生する場合がありますが、当該費用を含めてもなお補助金の上限額に収まり、かつ、将来的な費用負担を勘案したうえで、当市として納得感を持って選択できる費用水準であることを重視します。

3 移行スケジュール

現行システムのサポート期限を踏まえると、標準準拠システムへの移行は、令和10年12月末までに完了する必要があります。一方で、住基、税等の基幹業務システムは、住民サービスに直結する重要なシステムであり、移行に当たっては、業務継続性やデータの正確性を確保できるよう、「安全第一」とした無理のないスケジュールとすることが不可欠です。

このため、要件定義、データ移行、テスト等の各工程に十分な期間を確保し、移行期間は最長で18箇月を見込むものとします。これにより、現行システムから標準準拠システムへの安全かつ確実な移行を実現し、稼働後の安定運用につなげます。

4 移行に係る職員負担

標準準拠システムへの移行に当たっては、データのチェック作業、運用フローの見直し、関連システムやツールの改修、システムの習熟等のシステム移行に付随する職員負担が生じるものと考えています。このため、移行作業については、可能な限り事業者による実施又は支援を求め、職員の作業負担の軽減を図ります。併せて、業務継続の観点から、繁忙期や法制度改正といった業務イベントに配慮し、平時の業務への影響をでき

る限り抑えることを基本とします。

また、職員負担については、移行段階に限らず、稼働後の運用保守段階においても継続して発生する可能性があることから、操作性、運用支援、問合せ対応、研修、マニュアル整備等を含め、職員が円滑に業務を継続できる仕組みを求めます。

5 標準オプション機能の実装

標準準拠システムの機能要件及び帳票要件は、国が定める標準仕様書によりますが、地方公共団体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いを吸収するため、標準オプション機能が定められています。この標準オプション機能の実装については、各事業者が提供する標準準拠システムごとに状況が異なることから、本市としては、その実装度合いに加え、画面構成や操作手順の分かりやすさといったUI/UXに関する要素についても重視します。

とりわけ、本市の業務支援や事務の効率化につながるものについては、職員の負担軽減や市民サービスの向上に資するものとして、積極的に導入を検討します。

6 胆江農業管理センターとの関係

本市では、システム運用の負荷及びコスト削減のため、全てのサーバーを（一社）胆江農業管理センター（以下「胆江農管」という。）が運営するデータセンターにハウジングし、胆江農管にシステムの運用・保守、業務の運用支援等を業務委託しています。（別紙02「奥州市電算システム運用方針について」参照）

このような運用体制により、胆江農管は、現行システムの設定、データ構成、他業務との連携等について詳細に把握しています。このため、標準化移行に係るデータ移行作業等において、胆江農管が一定の役割を担うことにより、安全性及び正確性の確保に資することから、移行作業等における胆江農管の関与のあり方についても、十分に考慮します。

第4 情報提供依頼事項

情報提供を依頼する事項は、次のとおりです。

No.	依頼事項	内容	様式
1	事業者基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供事業者情報 ・ 協力事業者情報 ・ 認証取得（ISMS等）の状況 	様式01「事業者基本情報」
2	標準化移行業務	①標準化移行対応状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化移行の対応可否 ・ パッケージ名称・開発ベンダー名称 ・ クラウド環境・利用方式 ・ 対応する標準仕様書の版数 ・ 一部関連システムの導入可否 	様式02「標準化移行対応状況」

No.	依頼事項	内容	様式
		うえで依頼を差し上げます。	
8	その他の情報	①調達仕様書の例	(任意)
		②見積精査等に当たり、市から提供すべき情報	(任意) ※様式提示のこと。
		③その他有益な情報	(任意)

第5 情報提供要領

次の方法により、情報提供くださいますようお願いいたします。

1 提出形式

情報提供資料は、以下の形式により御提出ください。

- ① データ提出とし、当市で読み込み可能な以下のファイル形式で提出してください。
当市から提供した様式については、内部資料作成のため加工して利用する場合がありますので、ファイル形式は変えずにそのまま御提供ください。
 - ・Adobe Acrobat Reader
 - ・Microsoft Word / Excel / PowerPoint 2016
 - ・Microsoft Edge
- ② 提出物は、A4版又はA3版用紙に印刷できるものとし、左横書きを基本としてください。
- ③ 「第4 情報提供依頼事項」の順番、内容に沿った形で作成してください。なお、様式の定めがある依頼事項以外は、任意様式にて作成してください。

2 提出方法等

本期限までに情報提供資料を御提出ください。

- ① 提出期限：令和8年7月31日（金）
※ 期限前でも提出やヒアリングは随時受け付けています。
- ② 提出方法：メール又はファイル送受信サービスからのダウンロード
※ 送信後、可能な範囲でメールの到達確認をしてください。

3 質問

疑義が生じた場合は、期限までに質問を提出してください。

- ① 受付期限：令和8年7月17日（金）
- ② 質問方法：メール（提出先：連絡先に同じ）
- ③ 様式：様式06「奥州市基幹業務システム標準化移行に係るRFI質問書」
- ④ 回答：メール等により、本件の参加者に質問者を隠した形で回答します。

4 連絡先

本RFIに関する連絡先は、以下のとおりです。

- ① 所在地 : 〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
- ② 担当部署 : 奥州市総務部行革デジタル戦略課
- ③ 担当者 : 課長補佐 菊池 知之
- ④ 電話 : 0197-34-2194（時間外の場合、内線1449）
- ⑤ E-Mail : digital@city.oshu.iwate.jp